

該当箇所	意見
<p>総論</p>	<p>デジタルサービスを提供する事業者は、利用者の情報の保護について、これまで個人情報保護法（以下「個情法」）や外国の個人情報保護法制に基づく対応を行ってきた中で、伝統的に通信キャリア等の規制を行ってきた業法である電気通信事業法（以下「電通法」）において措置を行ったことにより、同法と個情法をはじめとする個人情報保護法制との関係などが非常に分かりにくいものとなっている。</p> <p>これまでの電気通信事業ガバナンス検討会等における「目的や保護法益が異なるため、二重規制ではない」との説明にかかわらず、今回の電通法改正の内容は、個情法の趣旨とほぼ同一と受け止めざるを得ないほか、両法の適用関係の整理も行われていない。</p> <p>このような状況にあって、規制の適用対象となる事業者が、実際にサービスを運営する現場レベルに至るまで規制を正しく理解し、これらの対応を確実に行うことができる実行可能性のある仕組みとしなければ、結果的に事業者・利用者双方に混乱をもたらし、利用者の保護という目的は達成できないこととなる。</p> <p>このため、事業者にとって個情法と電通法の二本立ての対応（例：個情法に基づく規程類とは別個の電通法に基づく規程類）が必要とならないことを基本原則とした上で、個別の具体的規制の内容を明確化することが必要である。</p>
<p>P12-13</p> <p>特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者</p>	<p>事業者がある年の4月から翌年3月までの間の数値を集計し、対象のアクティブユーザー数の平均が1,000万を超えていた場合、総務大臣の指定を受けて規制の適用対象と</p>

	<p>なるが、変化の激しいデジタルサービスにおいては短期間で数百万の数値の変動が起こり得るため、指定の時点において直ちに全ての規制に適合している状態とはなっていない場合が生じ得る。</p> <p>このように急速に閾値を超えることにより規制の適用対象となる場合について、法律において情報取扱規程の届出や情報取扱方針の公表を指定の日から3か月以内と規定しているところであるが、他の規定を含む法律の運用に当たっても、事業者側に一定の準備期間やリードタイムが必要となることを考慮したものとしていただきたい。</p>
<p>P19-20 規律対象者の 指定に際して 報告を求める内容</p>	<p>報告を求める内容は、当初の議論から明確なものとなっており、電磁的な方法による報告も可能となっていることから、記載された方針に従って具体的な制度化をお願いしたい。</p>
<p>P21 特定利用者情報の範囲</p>	<p>規制の対象となる特定利用者情報は、データベース化されているものに範囲を限定することとされているが、「データベース等を構成する情報」には該当しない情報についての考え方を明確にしていきたい。</p> <p>例えば、利用者に関する情報であっても、ウェブサーバの一般的なアクセスログなどは、データベース化して管理を行っていない場合には、「データベース等を構成する情報」には該当しないこととなるのか等について明確にしていきたい。</p>

<p>P24</p> <p>情報取扱規程の様式</p>	<p>脚注において、情報取扱規程の様式は任意とするとともに、必要な記載事項の該当ページを表紙等に記載すれば、記載の順番や項目名等も問わないとすることが適当とあるが、具体的に制度化する際においても、この点を明確にしていきたい。</p> <p>また、情報取扱規程に記載すべき事項には、特定利用者情報の委託先の監督や取扱状況の評価に係る体制・方法などについての具体的な内容が含まれており、様々な社内規程の様々なレベル（上位の規程のほか、下位の規程を含む）で具体的事項を明記するという対応も考えられる。</p> <p>このように複数の規程類によって書き分けることも許容する趣旨なのか、念のため確認したい。</p>
<p>P25</p> <p>情報取扱規程の記載マニュアル</p>	<p>事業者が情報取扱規程を策定する上での参考となるような記載マニュアルについては、事業者の意見を聞きつつぜひ策定いただきたい。</p>
<p>P25</p> <p>情報取扱規程の変更の届出</p>	<p>情報取扱規程として求められる事項（以下「必須事項」）を記載した社内規程について、必須事項以外の事項についての変更を行った場合には、変更の届出は必要ないことを明確化していきたい。</p>
<p>P28-29</p> <p>情報取扱方針の記載事項 （クラウドサービスの</p>	<p>クラウドサービスを利用して情報を保存する場合において、当該クラウドサービスの利用リージョン等を公表する必要があるのかどうかについて、明確にしていきたい。</p>

<p>利用の扱い)</p>	<p>公表の必要がある場合、一般的なクラウドサービス提供者において、どの程度具体的なデータの所在国を特定しているか、どの程度の頻度で所在国を変更しそれを利用者に知らせているかといった実態を踏まえ、実務上実行可能性のない情報の粒度・更新頻度を求めることのないようにしていただきたい。</p> <p>また、個人情報法では、クラウドサービスを利用した情報の保存が、委託にも第三者提供にも該当しないケースが存在し得るが、そのような場合についての本規制の考え方について、明確にしていきたい。</p>
<p>P28-29 情報取扱方針の 記載事項 (海外拠点等からの アクセス)</p>	<p>海外の拠点等を持つ事業者において、当該海外の拠点等から国内のデータにアクセスを行う場合等について、特段何らかの事項の公表が求められているのか、明確にしていきたい。</p>
<p>P28-29 情報取扱方針の 記載事項 (外国の制度)</p>	<p>「電気通信事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課すことにより、電気通信事業者が保有する特定利用者情報について政府による情報収集が可能となる制度の存在」について、個人情報保護委員会が行った外国における個人情報の保護に関する制度に係る調査を参考としつつ、総務省において「外国における特定利用者情報の保護に関する制度に係る調査を行っていくことが望まれる。」とあるが、「個人情報の保護」と「特定利用者情報の保護」には差分があることを踏まえ、後者に関する外国の制度がどのようなものとなっているかについて、早期に調査を行い、公表していただきたい。</p>

<p>P29</p> <p>情報取扱方針の 記載事項 (漏えいの履歴)</p>	<p>情報取扱方針に「特定利用者情報の漏えいに係る事案の内容及び時期」の記載を求めることについて、このような情報は、利用者によるサービスの選択に当たって参考となる情報と考えられるが、情報取扱方針が法律上「次に掲げる事項に関する方針」と定義されている（第 27 条の 8 第 1 項柱書）ことからすると、「方針」とはいえない過去の履歴の記載を求めることは、明らかに省令への委任範囲を超えたものであり、不適當である。</p>
<p>P31-32</p> <p>特定利用者情報の 取扱状況の評価</p>	<p>法律上、規制の適用対象となる事業者は、特定利用者情報の取扱状況の評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、情報取扱規程又は情報取扱方針を変更しなければならないとされている。</p> <p>評価の事項・観点については、「社会情勢、技術革新、外国の法的環境の変化、サイバー攻撃のリスクその他の外部環境の変化による影響」、「事故その他の内部環境の変化による影響」が挙げられているが、具体的にこれら変化によるどのような影響が生じた場合に、情報取扱規程や情報取扱方針をどのように変更することが考えられるのか等、事業者が評価を実施する際の参考となるようなマニュアルを、事業者の意見を聞きつつ策定いただきたい。</p>
<p>P33-34</p> <p>特定利用者情報 統括管理者</p>	<p>情報取扱いの責任者については、既に各事業者は CISO・CIO・CPO など様々な役職を設け、選任を行っている。これらに代えて「特定利用者情報統括管理者」という役職名を明示的に求めるのではなく、同等の役割を担う役職が存</p>

	<p>在しているのであれば、当該役職の人物を電通法上の「特定利用者情報統括管理者」の役割を担うものとして認める運用としていただきたい。</p>
<p>P35-36 特定利用者情報の漏えい報告 (個人情報との関係)</p>	<p>漏洩時の報告については、個人情報における個人データの漏洩報告との事実上の二度手間になるような運用は避けるべきである。</p> <p>特に、個人情報保護委員会は「漏えい等報告フォーム」を公表しているが、こちらから統合的に一度のフォームの入力で報告が完了できるなどの運用としていただきたい。</p>
<p>P35-36 特定利用者情報の漏えい報告 (人数が不明の場合の扱い)</p>	<p>利用者の数が 1,000 人を超える特定利用者情報の漏洩が報告義務の対象となっているが、1 人が複数のアカウントを取得している等により、人数が確定できない場合の扱いについて、明確にしていきたい。</p>
<p>P35-36 特定利用者情報の漏えい報告 (外国政府による取得の報告)</p>	<p>ガバメントアクセスについては、利用者が同意している場合も考えられることから、利用者の同意なく他人に情報を提供する「漏えい」とは異なるものとして整理いただきたい。</p>